

大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表

大阪狭山市介護予防訪問介護相当サービス(A2) サービスコード表(令和7年4月～)

大阪狭山市介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者が、大阪狭山市民に対し介護予防訪問介護相当サービスを提供した際に使用します。

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	※イとロの合成単位数を比較して小さい単位数を使用すること。	1,176単位	1,176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	※イとロの合成単位数を比較して小さい単位数を使用すること。	2,349単位	2,349	1月につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	※イとロの合成単位数を比較して小さい単位数を使用すること。	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合（生活援助と身体介護が複合されたサービス又は20分以上の身体介護を提供する場合にこのコードを使用。）		287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護(20分未満)が中心である場合		163単位	163	
A2	C211	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（コード1111, 1211, 1321を使用する場合に組み合わせる）	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C212	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C214	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合（コード2411, 2511, 2621, 1411を使用する場合に組み合わせる）	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自 業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（コード1111, 1211, 1321を使用する場合に組み合わせる）	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D212	訪問型独自 業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D214	訪問型独自 業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D216	訪問型独自 業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合（コード2411, 2511, 2621, 1411を使用する場合に組み合わせる）	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自 業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自 業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自 業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245／1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224／1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182／1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145／1000加算		